

新旧対照表

【輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 247 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>輸入通関事務の基本的な処理体制を下記のとおり定め、平成 12 年 4 月 1 日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p>記</p> <p>第 1 基本的な審査方法等</p> <p>審査方式</p> <p>輸入申告、輸入許可前貨物引取承認申請、蔵入承認申請、移入承認申請、総保入承認申請、蔵出輸入申告、移出輸入申告又は総保出輸入申告（以下「輸入申告等」という。）の審査は、「通常審査」、「重点審査」及び「簡易審査」の 3 方式とする。</p> <p>通常審査及び重点審査は、「事前審査」と「事後審査」とに区分して実施し、原則として事前審査の終了をもって貨物の輸入を許可するものとする。</p> <p>受付管理事務</p> <p>1 輸入（納税）申告書等（輸入申告等に係る申告書及び申請書を含む。以下「申告書」という。）及び仕入書又はこれに代わる書類その他課税標準の決定のための必要な添付書類（税関手続申請システム（以下「申請システム」という。）により提出されたインボイス情報又は添付資料情報を含む。以下同じ。）が担当部門に提出された際には、統括審査官（統括審査官が置かれていない官署にあってはこれに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、申告書に記載すべき事項がすべて記載されているか否か及び申告書の必要部数及び必要な添付書類の有無を確認（引取申告（特例申告貨物（関税法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）に係る輸入申告をいう。以下同じ。）が行われた場合にあっては、特例輸入者（同条第 1 項に規定する特例輸入者をいう。以下同じ。）又は特例委託輸入者（同項に規定する特例委託輸入者をいう。以下同じ。）であるか、保全担保（同法第 7 条の 8 第 1 項の規定により提供された担保をいう。以下同じ。）の要否（担保の提供を命じられた者であるか）及び提供の有無を確認（保全担保の要否及び提供の有無は収納課（収納課が設置されていない税関官署にあっては、収納事務を担当する部門若しくは担当職員</p>	<p>輸入通関事務の基本的な処理体制を下記のとおり定め、平成 12 年 4 月 1 日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p>記</p> <p>第 1 基本的な審査方法等</p> <p>審査方式</p> <p>（同左）</p> <p>受付管理事務</p> <p>1 輸入（納税）申告書等（輸入申告等に係る申告書及び申請書を含む。以下「申告書」という。）及び仕入書又はこれに代わる書類その他課税標準の決定のための必要な添付書類（税関手続申請システム（以下「申請システム」という。）により提出されたインボイス情報又は添付資料情報を含む。以下同じ。）が担当部門に提出された際には、統括審査官（統括審査官が置かれていない官署にあってはこれに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、申告書に記載すべき事項がすべて記載されているか否か及び申告書の必要部数及び必要な添付書類の有無を確認（引取申告（特例申告貨物（関税法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）に係る輸入申告をいう。以下同じ。）が行われた場合にあっては、特例輸入者（同条第 1 項に規定する特例輸入者をいう。以下同じ。）であるか、引取担保（同法第 7 条の 8 第 1 項の規定により提供された担保をいう。以下同じ。）が提供されているかを確認（引取担保の提供の有無は収納課（収納課が設置されていない税関官署にあっては、収納事務を担当する部門若しくは担当職員をいう。以下同じ。）に確認する。）の上、次の事務を行う。</p>

新旧対照表

【輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 247 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>をいう。以下同じ。) に確認する。)) の上、次の事務を行う。</p> <p>なお、提出された申告書に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号（以下「インボイス受理番号」という。）又は「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号（以下「減免税等手続等受理番号」という。）が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行うものとする。</p> <p>また、統括監視官（検査担当の統括監視官。以下同じ。）が行う検査の対象貨物の選定は、基本的には統括審査官が一次的な選定を行い、最終的には統括監視官（下記第 2 の 1 に規定する貨物確認の対象貨物の選定は、統括審査官。）が行うこととなるので留意する。</p> <p>(1) 通常審査扱い、重点審査扱い又は簡易審査扱いの決定</p> <p>(2) 監視部（署所にあっては検査担当部門。以下同じ。）による検査の要否の決定及び監視部への通報</p> <p>(3) 貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入申告についての適正な審査を行うための輸入申告に係る貨物の確認をいう。以下同じ。）の要否の決定</p> <p>(4) 審査（貨物確認）ポイントの指示</p> <p>(5) 特恵対象物品の限度額等を管理するための品名、申告価格、申告数量等の確認（引取申告の場合を除く。）</p> <p>(6) 各審査担当者への申告書の配付（原則として受理の都度行うものとする。）</p> <p>2 受付管理事務のうち、申告書に記載すべき事項がすべて記載されているか否か及び申告書の必要部数並びに必要な添付書類の有無等形式要件の確認は、税関の事情により同一職員が行っても差し支えない。</p> <p>審査事務</p> <p>1 事前審査</p> <p>事前審査においては、次に掲げる事項の審査を行う。</p> <p>なお、配付を受けた申告書に申請システムの「インボイス受理番号」又は「減免税等手続等受理番号」が記載されている場合は、申請シス</p>	<p>なお、提出された申告書に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号（以下「インボイス受理番号」という。）又は「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号（以下「減免税等手続等受理番号」という。）が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行うものとする。</p> <p>また、統括監視官（検査担当の統括監視官。以下同じ。）が行う検査の対象貨物の選定は、基本的には統括審査官が一次的な選定を行い、最終的には統括監視官（下記第 2 の 1 に規定する貨物確認の対象貨物の選定は、統括審査官。）が行うこととなるので留意する。</p> <p>(1) ~ (6) (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>審査事務</p> <p>1 事前審査</p> <p>(同左)</p>

新旧対照表

【輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 247 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して審査を行う。</p> <p>(1) 引取りに関する事項の審査</p> <p>イ 関税法第 67 条に基づく輸入申告の形式要件のうち、品名、数量及び価格に関する項目の確認</p> <p>ロ 関税法第 69 条の 11、同第 70 条、同第 71 条に基づく輸入許可等の要件に関する審査</p> <p>なお、関税法第 70 条に基づく他法令の確認に係る審査は、原則として他法令の許可書、承認書等により行い、貨物の種類、輸出国、数量等からみて当該許可書、承認書等の内容に疑義がある場合には、輸入者から追加的な説明又は資料の提出等を求め、当該疑義の解明を図るものとする。更に、引取申告の場合において、輸入者が他法令手続を不要と判断した申告であっても、申告された貨物の品名等により当該手続の必要性について疑義がある場合には、輸入の許可の判断のため仕入書の提出を求め疑義の解明を図るものとする。</p> <p>(2) 納税に関する事項の審査</p> <p>イ 関税法第 7 条に基づく納税申告の形式要件に関する審査</p> <p>ロ 輸入申告等に際して提出される書類、税關の保有する資料等により確認することが可能な申告価格、品目分類、減免税適用等についての妥当性に関する審査</p> <p>なお、妥当性に関する審査に当たっては、手持ちの価格資料、事前教示回答書等の情報・資料を十分に活用するものとする。</p> <p>また、適用税番については、原則として輸入申告等された税番により処理することとし、当該税番が一見明白な誤りである場合には、輸入者に理由を十分説明した上で訂正させる。</p> <p>ハ 関税法第 12 条の 2 に基づく過少申告加算税の賦課に関する審査</p> <p>申告書に記載された納付すべき税額が過少であることが判明した場合には、担当部門の統括審査官の確認を得たうえで、輸入者等に対して修正申告（関税法第 7 条の 14 第 2 項に規定する補正による修正申告）をしようとするとともに、加算税の賦課対象となり得ること並びに加算税が賦課される場合には、後日賦課決定通知書及び</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 納税に関する事項の審査</p> <p>イ～ハ (同左)</p>

新旧対照表

【輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 247 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>納付書が輸入者宛に送達されることを口頭により通知し、申告書の税関記入欄等に当該通知をした旨を記録する。</p> <p>二 前記イからハに掲げる事項を審査するうえで必要な場合には、後記第 2 の規定により貨物確認（分析）を行う。</p> <p>　なお、引取申告の場合にあっては、納税に関する事項の申告がないことから上記イ及びロの審査は原則として行わないが、申告された貨物の品名等の内容を確認する必要があると認められる場合には、後記第 2 の規定により貨物確認（分析）を行う。</p> <p>(3) 重点審査</p> <p>　統括官等が、各種情報等を総合的に勘案し、重点審査をすべきものとして抽出した輸入申告等については、前記(1)、(2)及び後記 3 に準じて事前審査又は、事後審査を行うほか、必要に応じ通関情報総合判定システム、各種資料、情報を活用し、深度ある審査を行うものとする。</p> <p>2 事前審査実施上の留意事項</p> <p>(1) 次に掲げる貨物にあっては、原則として事前審査の段階で納税に関する事項の審査を完了しておくものとする</p> <p>　イ 申告価格の妥当性に著しく疑義のある貨物</p> <p>　ロ 過去の輸入状況等からみて、特に慎重な審査を行うことが必要な貨物</p> <p>　ハ その他特に慎重な審査を行うことが必要なものとして税関長が指定した貨物</p> <p>(2) 審査担当者は、審査の過程において問題が複雑又は困難なため審査終了までに長時間を要すると認められる場合、通常審査扱いとして配付を受けたものについて申告内容等から重点審査を行う必要があると認められる場合、貨物確認を実施しないものについて貨物確認を行う必要があると認められる場合及び貨物確認方法等を変更する必要があると認められる場合等には、その旨を統括官等に報告するものとする。</p> <p>(3) 前記(2)の報告を受けた統括官等は、その処理方法について適切な指示を行うものとする。</p> <p>(4) 疑義の解明等を事後審査に委ねる場合には、必要に応じ、最少限の</p>	<p>二 前記イからハに掲げる事項を審査するうえで必要な場合には、後記第 2 <u>（貨物確認事務等）</u>の規定により貨物確認（分析）を行う。</p> <p>　なお、引取申告の場合にあっては、納税に関する事項の申告がないことから上記イ及びロの審査は原則として行わないが、申告された貨物の品名等の内容を確認する必要があると認められる場合には、後記第 2 の規定により貨物確認（分析）を行う。</p> <p>(3) 重点審査</p> <p>　統括官等が、各種情報等を総合的に勘案し、重点審査をすべきものとして抽出した輸入申告等については、前記(1)、(2)及び後記 3 <u>（事後審査）</u>に準じて事前審査又は、事後審査を行うほか、必要に応じ通関情報総合判定システム、各種資料、情報を活用し、深度ある審査を行うものとする。</p> <p>2 (同左)</p>

新旧対照表

【輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 247 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>見本等を採取しておくものとする。</p> <p>(5) 事後審査（調査部門において行うものを除く。）を行う場合には、その旨を申告書（原本、許可書用）の税関記入欄に表示するとともに、申請システムによりインボイス情報又は「添付資料情報」が提出されている場合は、必要に応じ書面に出力等行うものとする。</p> <p>3 事後審査</p> <p>(1) 事後審査は、通関部門又は調査部門において行うものとし、納税に関する事項について、事前審査により摘出した疑義の解明及び審査未了のまま事後審査に委ねられた事項に係る疑義の摘出と解明を行う。なお、通関部門における事後審査は、後記(2)～(5)により処理することとする。</p> <p>(2) 原則として事前審査を担当した部門において行うものとし、当該審査を担当した者がこれに当たるものとする。ただし、統括官等は、必要に応じ当該審査担当者以外の者にこれを行わせることができるものとする。</p> <p>(3) 輸入の許可後に行うことを原則とし、事前審査終了後 1 か月以内に完了することを目途とする。ただし、事前審査終了から貨物の輸入の許可までが長期間にわたる場合には、適宜収納課（部門）から申告書等関係書類を取り寄せ（申請システムによりインボイス情報又は「添付資料情報」が提出された場合は、適宜調査部事務管理室へ原本情報の抽出を依頼するものとする。）事後審査を開始して差し支えないものとする。</p> <p>(4) 事後審査の結果、申告に係る税額等の計算が適正でないと認められるときは、輸入者等に当該理由を十分説明するものとする。これにより輸入者が修正申告を行った場合には、これを認めるものとするが、輸入者が修正申告をしない場合には、更正を行うものとする。</p> <p>(5) 統括官等は、品目分類に関する疑義の解明に当たっては、必要に応じ、関税鑑査官と協議するものとする。</p> <p>(6) 事後審査対象申告（調査部門が行うものを除く。）については、事後審査の対象となった理由別に整理し、処理状況を毎月業務部長へ報告するものとし、事前審査終了から事後審査終了までに 1 か月以上を要</p>	<p>3 事後審査</p> <p>(1)及び(2)（同左）</p> <p>(3) 輸入の許可後に行うことを原則とし、事前審査終了後 1 か月以内に完了することを目途とする。ただし、事前審査終了から貨物の輸入の許可までが長期間にわたる場合には、適宜収納課（部門）から申告書等関係書類を取り寄せ（申請システムによりインボイス情報又は「添付資料情報」が提出された場合は、適宜総務部事務管理室へ原本情報の抽出を依頼するものとする。）事後審査を開始して差し支えないものとする。</p> <p>(4)～(6)（同左）</p>

新旧対照表

【輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 247 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
した事案については、同報告に際し理由を付すものとする。	
第 4 特例申告書の受理等	第 4 特例申告書の受理等
1 特例申告書の受理	1 (同左)
統括官等は、特例申告書が提出されたときは、特例申告書が提出期限内に提出されているか、提出先税関が正しいか、特例申告書及び納付書に記載すべき事項がすべて記載されているか、特例申告書の際に提出することとされている書類が添付されているかを確認の上、不備がない場合にはこれを受理する。また、関税法基本通達 7 の 2 - 3 に規定する特例申告書及び添付書類の回付に際しては、前記第 3 の 2 により保管している輸入（引取）申告書を併せて回付する。	
なお、本関以外の官署において輸入許可を受けた特例申告貨物に係る特例申告書が本関に提出された場合にあっては、本関の統括官等は、輸入を許可した官署の通関部門に「特例申告書を受理した」旨を確実に通報するとともに、当該特例申告書を収納課に回付し、輸入を許可した官署の統括官等は前記第 3 の 2 により保管している輸入（引取）申告書の写しを本関の収納課に回付する。	
2 特例申告が行われない場合の処理	2 特例申告が行われない場合の処理
前記第 3 の 2 により輸入（引取）申告書（原本）を保管している通関部門は、毎月初めに特例申告貨物で輸入の許可を受けたものについて、特例申告書の提出期限内に特例申告書が提出されていないものを把握し、当該申告書を提出すべきであった特例輸入者又は特例委託輸入者に対して、期限後特例申告書（関税法第 7 条の 4 第 2 項に規定する期限後特例申告書をいう。）を提出するようしょうようする。	前記第 3 の 2 により輸入（引取）申告書（原本）を保管している通関部門は、毎月初めに特例申告貨物で輸入の許可を受けたものについて、特例申告書の提出期限内に特例申告書が提出されていないものを把握し、当該申告書を提出すべきであった特例輸入者に対して、期限後特例申告書（関税法第 7 条の 4 第 2 項に規定する期限後特例申告書をいう。）を提出するようしょうようする。
第 5 包括審査制	第 5 包括審査制
包括審査制の目的	(同左)
同一当事者間で継続的に輸入される貨物について、輸入の都度、審査を繰り返して行うことを避けるとともに、個々の輸入の際の審査を簡略化することにより、輸入通関事務の重点的処理を促進することを目的とする。	

新旧対照表

【輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 247 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>包括審査等 1～3（省略）</p> <p>4 包括審査済貨物の取扱い 前記 2 - (3) に規定する輸入許可書又はその写しが添付された輸入申告等については、当該貨物の同一性が確認可能で、かつ、有効期間内のものに限り、簡易審査の対象とする。ただし、貨物の同一性の確認のため、特に必要のある場合には、追加資料の提出を求め又は貨物確認を実施することとして差し支えない。</p> <p>5（省略）</p> <p>第 7 生きている動物、生鮮貨物等の緊急通関への対応 生きている動物、腐敗しやすい物品その他税関が緊急を有すると認める貨物については、当該物品の性質その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認められる場合には、前記第 1 の <u>に規定する受付管理事務及び</u> <u>の 1 に規定する事前審査並びに前記第 2 に規定する貨物確認等を優先的に行うこと</u>などにより、優先的な通関を行うものとする。</p>	<p>包括審査等 1～3（同左）</p> <p>4 包括審査済貨物の取扱い 前記 2 - (3) <u>（包括審査）</u> に規定する輸入許可書又はその写しが添付された輸入申告等については、当該貨物の同一性が確認可能で、かつ、有効期間内のものに限り、簡易審査の対象とする。ただし、貨物の同一性の確認のため、特に必要のある場合には、追加資料の提出を求め又は貨物確認を実施することとして差し支えない。</p> <p>5（同左）</p> <p>第 7 生きている動物、生鮮貨物等の緊急通關への対応 生きている動物、腐敗しやすい物品その他税關が緊急を有すると認める貨物については、当該物品の性質その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認められる場合には、前記第 1 の <u>（受付管理事務）</u> 及び <u>（審査事務）</u> <u>に規定する受付管理事務及び事前審査並びに前記第 2（貨物確認事務等）に規定する貨物確認等を優先的に行うこと</u>などにより、優先的な通關を行うものとする。</p>